

いきいき つうしん

平成30年8月号

平生町及び光市と「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」を締結しました

◆平生町 平成30年7月9日締結



写真右 平生町長 山田様
写真左 全国健康保険協会山口支部 高橋支部長

◆光市 平成30年7月17日締結

光市と全国健康保険協会山口支部の健康づくりの推進に向けた包括的連携協定締結式



写真右 光市長 市川様
写真左 全国健康保険協会山口支部 高橋支部長

◆平生町及び光市と健康づくりの推進に向けた包括的連携協定を締結しました。これにより、今後2市町とともに効果的な健康づくりの推進に向けた連携協力を行い、これまで以上に皆様の健康的な生活の実現を図るよう努めて参ります。

《平生町・光市との連携及び協力事項》

- ・健康情報等の共有に関する事
- ・疾病予防のための医療費や特定健康診査等の調査分析に関する事
- ・特定健康診査及びがん検診の受診推進に関する事
- ・市内（町内）の事業所等を通じた健康づくりの推進に関する事

《協定締結により予想される効果》

- ・健康に関する情報の普及、啓発の充実
- ・がん検診と特定健診の同時実施
- ・健康づくり事業への反映

など

他団体との健康づくりの推進に向けた包括的連携協定の締結状況

協定締結日	団体名
平成25年12月16日	山口県
平成27年3月23日	山口県歯科医師会
	山口県薬剤師会
平成28年3月31日	長門市
平成28年4月28日	山口市
平成28年12月26日	山口県社会保険労務士会
平成29年1月16日	下関市
平成29年7月1日	山口県経営者協会
	山口県商工会議所連合会
	山口県商工会連合会
	山口県中小企業団体中央会
山口県経済同友会	
平成30年2月1日	萩市
平成30年2月9日	防府市
平成30年4月1日	阿武郡阿武町
平成30年7月9日	熊毛郡平生町
平成30年7月17日	光市



全国健康保険協会 山口支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL : 083-974-0530 (代表)

受付時間/平日8:30~17:15

〒754-8522

山口市小郡下郷312番地2 山本ビル第3

ジェネリック医薬品使用に関するお知らせをお送りします

お知らせの内容について

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、一定額以上お薬代の負担軽減が見込まれる方に1ヶ月分の自己負担軽減可能額等をお知らせするものです。

協会けんぽでは、加入者の皆様のお薬代の負担軽減が図られるほかに、健康保険財政の改善にもつながるため、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環として、ジェネリック医薬品軽減額通知をお送りしています。

平成29年度もジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担分の軽減額を加入者の皆様（約703万人）にお知らせし、全体の約27.4%の方がジェネリック医薬品に切り替えていただき、約187億円の医療費の軽減効果が得られました（平成21年度からの8年間で累計約1,060億円の医療費の軽減効果が見込まれます）。

お知らせをお送りする方

- 主に慢性疾患（リウマチ、喘息）、生活習慣病（糖尿病、高血圧症）などの先発医薬品を長期間服用されている方
 - お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
- ※すべての加入者様に通知されるものではありません。

お知らせをお送りする時期

平成30年度内に2回お知らせをお送りします。

1回目のお知らせ ⇒ 平成30年8月

2回目のお知らせ ⇒ 平成31年2月

※加入者（被保険者）様のご住所へ直接お送りします。

※このお知らせは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。ジェネリック医薬品を知っていただくこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的でお送りしています。

※使用できる病気（効能）が異なるときや在庫がないなどの理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場もあります。

お知らせと一緒に「ジェネリック医薬品希望シール」をお送りします

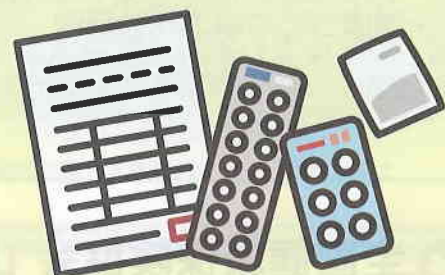
協会けんぽでは、「ジェネリック医薬品希望シール」を作成し、健康保険証の配布時や研修会等でお配りしています。健康保険証へ貼付することでジェネリック医薬品希望の意思表示となります。ぜひご利用ください。

ジェネリック医薬品希望シール

※シールをはがして保険証に貼付します。



シールを保険証に貼付するなどしてご利用ください。



協会けんぽに加入する40歳から75歳未満の方の

事業者健診結果をご提供ください

平成20年度から、国のメタボリックシンドローム対策として、医療保険者（協会けんぽ）に特定健診・特定保健指導の実施が義務づけられました。

協会けんぽでは実施率向上のため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果の提供（生活習慣病予防健診をご受診の方を除く）をお願いしています。

山口支部では山口県・山口労働局と連名で提供依頼の文書をお送りし、また外部委託業者の電話による提供勧奨を実施予定です。

ご依頼文書や電話勧奨がございましたら、ご提供をいただきますようお願いいたします。

Q 提供した健診結果はどのような目的で使用されるのでしょうか？

健診結果に基づき、生活習慣の改善が必要な方に健康づくりのサポート（特定保健指導）を行います。ご利用は無料（被保険者の場合）です。

また、治療が必要な方には医療機関への受診を勧奨します。

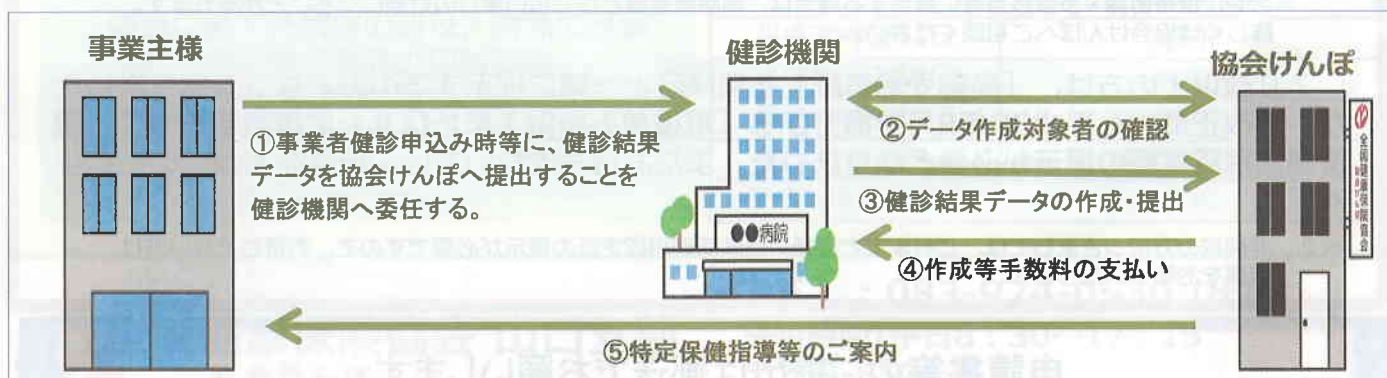
Q 健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても大丈夫なのでしょうか？

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方（従業員様）の同意も必要ありません。（個人情報の保護に関する法律第23条）

Q どのような方法で提供すればいいのでしょうか？

- ①事業主様が健診結果通知の写しを協会けんぽに提供する
- ②事業主様が健診結果データの提出の手続きを健診機関へ委任し、健診機関から協会けんぽへ提出する。

手続きの委任から健診結果データ提供までの流れ（②のケース）



平成30年7月よりマイナンバー制度による他機関との情報連携の対象となる申請が拡大します。

平成29年11月から、一部の申請について、申請書等にマイナンバーを記入いただくことで、他機関との税情報に関する情報連携により、(非)課税証明書の添付書類の省略が可能となっております。
平成30年7月より、以下のとおり対象となる申請が拡大します。

情報連携の対象となる申請（平成30年6月以前）

- ① 高額療養費
- ② 高額介護合算療養費
- ③ 食事療養標準負担額の減額申請
- ④ 生活療養標準負担額の減額申請
- ⑤ 基準収入額適用申請

①～④について、70歳以上の方が対象となる低所得者Ⅰの申請は**除く**



情報連携の対象となる申請（平成30年7月以降）

- ① 高額療養費
- ② 高額介護合算療養費
- ③ 食事療養標準負担額の減額申請
- ④ 生活療養標準負担額の減額申請
- ⑤ 基準収入額適用申請
- ⑥ **限度額適用・標準負担額減額認定申請** **（新たに対象）**

①～④について、70歳以上の方が対象となる低所得者Ⅰの申請も**対象**

※ なお、①～④であっても、診療月（②は基準日）が平成29年7月以前の申請については、マイナンバーの情報連携が利用できないため、今後も引き続き、被保険者の（非）課税証明書等の添付が必要です。

ただし、今回新たに対象となった申請については、7月から3か月程度の「試行運用期間」が設けられています。試行運用期間では、情報連携の結果と添付書類の内容に違いがないかなどを確認しますので、**引き続き従来と同様に添付書類の提出**をいただきますようお願いします。

なお、本年秋頃には本格運用が開始される予定となっており、開始時期は追ってお知らせいたします。

※平成30年6月以前に情報連携の対象となっている申請については、（非）課税証明書の添付は必要ありません。

限度額適用認定証をご利用ください！

70歳未満の方は、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1か月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。※1

※1 保険医療機関（入院・外来別）・保険薬局等それぞれでの取扱いです。そのため、同じ月に複数受診がある場合や、世帯合算・多数該当等に該当する場合は、高額療養費として払い戻しの対象になることがあります。詳しくは協会けんぽへご相談ください。

70歳以上の方は、「高齢受給者証」を保険証と一緒に提示するのみとなっておりましたが、法改正により**平成30年8月診療分から「現役並み所得ⅠまたはⅡ」に該当する方は、限度額適用認定証の提示が必要となりました。**まだお持ちでない方は、申請をお願いいたします。

※2 非課税の方につきましては、これまでと同様に限度額適用認定証の提示が必要ですので、お持ちでない方は申請をお願いいたします。

申請書等のご提出は郵送でお願いします。

